

「千葉県農林水産業振興計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県農林水産部農林水産政策課

- 1 パブリックコメント実施期間
令和4年2月3日（木）～2月24日（木）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数）
2人（57件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方
別紙のとおり

千葉県農林水産業振興計画（案）に関する意見と県の考え方

提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。
 複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

意見の概要	県の考え方
計画全般	
<p>県庁内部で策定された計画案について、最終決定までに外部の意見を求めることは必要であるが、策定段階においても生産者の意見や要望を聞く機会を設けてほしい。</p>	<p>本計画の作成に当たっては、各種施策の検討段階において、関係団体や生産者などと意見交換を行うとともに、上位計画である総合計画の策定懇談会やパブコメ及び農林水産部で所掌する各審議会などにおいて御意見をいただきました。いただいた御意見を参考に、策定作業を進めてきたところです。</p>
<p>一つ一つの計画はそれぞれ重要なものと認められるが、国の施策の枠組み内で総花的に計画が立案されている感があり、4年間の計画期間においてどこをどのように伸ばそうとしているかなどの特徴が明確でなく、優先順位などメリハリを付けて公表してほしい。</p>	<p>農林水産業の振興のため、継続的に取り組む必要がある施策は「基本施策」とし、そのうち、目標達成に向け4年間の計画期間内で集中的に展開する施策を「部門別戦略」としてまとめ、部内横断的に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>農業産出額において全国第2位奪還というのと同時に令和7年4,500億円、令和12年には5,000億円を目標としているが、施策の達成度の指標としては適当かもしれないが、生産者がどれだけ潤うかといった視点が不足しており、生産者には響かない。</p>	<p>農業産出額は、販売額の動向との関連性が高いことから、施策を評価する指標としています。 いただいた御意見を踏まえ、第4章2の「次世代を担う人材の育成・確保」の成果目標に、所得の指標として「生産農業所得」を追加し、引き続き、生産者の所得向上を目指し取り組んでまいります。</p>
担い手の育成・確保について	
<p>「次世代を担う人材の育成・確保」の政策目標に販売額3,000万円以上という項目があるが、10年前から3,000万円を目標にしている。物足りない数字ではないか。また、畜産においては、販売額だけでみれば3,000万円を超える農家は多数いる。この数字を目標値に掲げる意味がわからない。千葉県職員並の所得とか、500万円といった所得額で考えてほしい。</p>	<p>2020年県農業経営体数の95%以上が3,000万円以下であり、更なる底上げが必要と考えています。このため、水稻や露地野菜、施設園芸、畜産等のあらゆる経営類型を対象として捉え、他産業並みの所得を確保することを想定した場合の販売金額を3,000万円以上としました。 生産規模の拡大に必要な施設や機械の整備や企業の経営体への専門家派遣、経営規模が拡大するに伴い必要となる労働力の確保のための支援等に取り組むことにより各経営体の販売額を向上させる計画としています。 また、畜産を含む3,000万円以上の経営体についても、規模拡大を支援する取組などにより、更なる所得向上を目指します。</p>
<p>人・農地プランが法制化されるなかで、農業委員や農地最適化推進委員の役割が重要になってくる。スキルを持ち、重責を果たせるような方に就いてもらえるような仕組みを作してほしい。</p>	<p>人・農地プランを活用し、担い手への農地の集積・集約化を進めていくためには、農業委員等が果たす役割は重要であることから、農地等の利用の最適化の推進を積極的に進めていくことができる者が確実に選ばれるよう、農業委員等の任命制度の適切な運用を市町村に働きかけてまいります。</p>
<p>「農業を支える新たな人材の確保や企業参入の促進（p20）」の「（1）農業内外からの新規就農者の確保・定着の促進」における連携機関として、県の調査や研修会通知並びに大学校等のインターンシップで協力している機関を明記願いたい。</p>	<p>新規就農者の確保に向けては、様々な関係機関と連携協力しておりますが、計画本文では新規就農相談の窓口を設置している関係機関を代表として例示することとしています。</p>
<p>「農業を支える新たな人材の確保や企業参入の促進（p20）」の「（2）県立農業大学校における教育・研修の充実」において、大学校で学んだ知識、スキル、資格を本場に生かせる場である農家への就職率の向上についてコメントしてほしい。</p>	<p>農業大学校では、次代を担う農業者の育成を目標としていることを記載しており、今後とも雇用就農のニーズも踏まえて教育・研修の充実に努めてまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>就農したあとの収益確保に向けた支援を充実させる次のような施策を記載願いたい。</p> <p>物流・流通の確保に向けて、成田空港周辺だけではなく、現在物流面で不利な地域にある生産者に対する物流網構築支援について記載願いたい。</p>	<p>流通に対する支援については、第4章2-2の「(1)地産地消の推進」の中で、「路線バス等を活用した貨客混載」、「企業等が独自に設ける物流拠点等の新たな流通システム」、「鮮度の高い農林水産物の流通に取り組む産地への支援」を記載しています。</p>
<p>集落における離農農地解消、条件不利地の再生にかかる回送車等の導入支援について記載願いたい。</p>	<p>第4章2-1の「(1)本県農業をけん引する経営体の育成」において、経営発展のために必要となる施設や機械等の整備を支援していくことを記載しています。</p> <p>また、条件が不良な農地の改善については、第4章2-3「農地利用の最適化」における取組の一つとして位置付け、農地の耕作条件を改善する取組を支援してまいります。</p>
<p>加工品、試作品に取り組む生産者・協力事業者に対する初期ロット負担軽減支援について記載願いたい。(魅力ある加工品を数多く生み出すために)</p>	<p>第4章2-1の「(2)地域農業を支える経営体の育成」や同3の「(2)地域資源の高付加価値化の推進」(再掲)で、地域の農業や集落機能を支える小規模経営の農業者に対し、新たな特産品の生産や加工品の開発等、経営改善つなげる取組を支援すると記載しています。</p>
<p>集落における共同加工場等の設置に関する支援について記載願いたい。</p>	<p>第4章2-2の「(3)地域資源を活用した魅力ある商品の開発支援」に、加工などの6次産業化の取組に必要な機械・施設等の導入支援について記載しています。</p>
<p>担い手育成の基本方針の中に、有機農業・環境保全型農業での農業参入を希望する担い手に対する教育支援、農業事務所、普及員、農業会議所などによる各種情報支援、販路開拓のサポート等を盛り込むことで、県第3次有機農業推進計画との整合性もとれる。</p>	<p>第4章2-6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において、「ちばエコ」「エコファーマー」の各種制度及び有機農業の取組といった環境に配慮した農業を進めることを記載しており、農業事務所等と連携し、環境に配慮した農業に取り組む担い手の育成に努めてまいります。</p>
<p>生産基盤の強化・充実</p>	
<p>生産性を上げるために、設備投資が必要であり、そのために制度資金を利用している。利子補給などの支援を受けるためには、人・農地プランへの位置づけが必要であり、人・農地プランに対する行政担当者の意識強化を図ってほしい。</p>	<p>人・農地プランは、担い手への農地の集積・集約化を進めるうえで重要な手段であることから、第4章2-3の「(1)担い手への農地の集積・集約化の促進」における取組の一つとして位置付け、人・農地プランの作成を進めるため、市町村等の行政担当職員への制度周知を行ってまいります。</p> <p>また、農業事務所の職員を含めて、これまでも「人・農地プラン」に関する業務を実施してきました。今後も生産現場のニーズをくみ取り、引き続き支援してまいります。</p>
<p>他県の政策を聞いてみると、指導者の教育を全面に挙げている。一度の投資が5億円や10億円単位なので、経営計画に関するキャッシュフローや資金繰表等を見て、細かく技術的なサポートができる、相談相手になれる県職員(技術者)の教育を明確にしてほしい。</p>	<p>第4章2-の「1担い手の農業経営力の強化」及び「2農業を支える新たな人材の確保や企業参入の促進」に農業経営の段階に合わせた経営体への支援を位置付けており、その実現へ向け、研修等により普及指導員等のさらなる資質向上を図ってまいります。</p> <p>生産現場において資金に関する技術面でのサポートをより密にできるよう、今後も取り組んでまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
優良農地の確保と荒廃農地の活用	
農地の集約のために人・農地プランをしっかりと推進してほしい。	人・農地プランは、担い手への農地の集積・集約化を進めるうえで重要な手段であることから、第4章2-3の「(1)担い手への農地の集積・集約化の促進」における取組の一つとして位置付け、取組の支援を行ってまいります。
日陰になるなど自農地の悪条件の解消のために、荒廃農地となった隣地の伐採に関する支援を検討してほしい。	条件が不良な農地の改善については、第4章2-3「農地利用の最適化」における取組の一つとして位置付け、農地の耕作条件を改善する取組を支援してまいります。 また、荒廃農地となった隣地の伐採については、第4章2-2「農山漁村の多面的機能の維持」における取組の一つとして位置付け、農業者等で構成される組織による農地等の地域資源の保全管理（草刈り等）に対する活動を支援してまいります。
緑肥、カバー作物、蜜源化に関する取り組み、商品化への支援プランを加えられないか（菜種、からしな、マスタード等の千葉県特産品の開発）。	緑肥、蜜源化に関する取組については、第4章2-3「農地利用の最適化」における取組の一つとして位置付け、支援を行ってまいります。 また、第4章2-1の「(1)地域農業を支える経営体の育成や第4章2-3の「(2)地域資源の高付加価値化の推進（再掲）」で特産品の生産や加工品の開発等の支援について記載しています。
条件不利地などの農地を知力を維持・向上させながら次世代へ受け継いでいくためには、「収穫物を前提とした」支援だけではなく、良好な景観、抑草、多様な生態系を育む里山、有害鳥獣と生産圃場との緩衝地としての機能にも着目した柔軟な支援策の運用が望まれる。現状、こうした活動に対して具体的な支援策がないために、離農農地が安易に放棄されている。	里山の価値を高めるような農地の活用については、第4章2-3「農地利用の最適化」における取組の一つとして位置付け、支援を行ってまいります。
環境に配慮した農林水産業の推進	
千葉県有機農業推進計画(第3次)にもあるように、過去10年(H20-H30)ちばエコ・エコファーマー・有機JAS取得有機農業者の数が減少し、過去の有機農業推進計画は達成されていない。 みどりの食料システム戦略が法制化される中、千葉県においても有機農業の明確な目標を掲げ、且つ達成できるような具体的な施策を講じる必要がある。国の目標では2050年までに農地面積の25%を有機農地にする、と明記されている。 千葉県は現在有機農地の割合が0.6%と全国平均を0.1%上回っている事も加味し、現状エコ農業も含め5,893haであるが、有機農業のみで4,647haを目指すとして明記すべき。	令和12(2030)年を目標年度とする国の有機農業基本方針(令和2年4月公表)を受け、県では令和3年1月に同年度を目標とする「第3次千葉県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の取組面積を1,200ヘクタールに拡大する目標を掲げ有機農業を推進しているところです。 国は「みどりの食料システム戦略」において、2040年までに次世代の有機農業技術を順次確立し、2050年までに有機農業の取組面積を大幅に拡大することを掲げています。 併せて国は、2030年までは基本方針に基づき、実践技術の体系化と普及を図っていく考えを示しており、県としても、現時点では、いただいた御意見の実現には課題があると考えています。引き続き、国の方針に即し、有機農業の推進に着実に取り組んでまいります。
「6 環境に配慮した農林水産業の推進(p42)」における「主な取組」について、有機JAS認証の取得支援を加えるとともに、農業事務所等の職員や普及員が制度についてあまりにも知らなすぎることから、正しい知識と手続き情報の理解強化に係る記述を載せてほしい。	第4章2-6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しており、有機JAS認証の取得支援について取り組んでまいります。 なお、具体的な取組等を示す個別計画「第3次千葉県有機農業推進計画」において、有機農業に関する普及指導の強化を目標に掲げており、有機JAS認証等の国際水準の有機農業の取組を指導及び助言できる指導員の育成に努めているところです。

意見の概要	県の考え方
<p>有機認証の取得支援をしようとする市町村や団体に対する県からの支援メニューをさらに充実してほしい。</p>	<p>第4章2 6「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しており、有機JAS認証の取得支援についても取り組んでまいります。御意見は今後の施策の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>農業大学校でも有機農業や環境保全型農業に関するカリキュラムが盛り込まれるよう検討し、記載してほしい。</p>	<p>第4章2 2の「(2)県立農業大学校における教育・研修の充実」において、教育カリキュラムの強化を記載しています。農業大学校では、有機農業に関連する知識を学べる講義を実施しているところであり、今後の教育カリキュラムについては、国の動向も踏まえて検討してまいります。</p> <p>なお、県では、有機農業者、有機農業での就農希望者及び市町村・農協等の関係機関などを広く参集し、有機農業研修会を毎年開催しているところであり、今後も有機農業や環境保全型農業に関する知識等を学ぶための機会を提供してまいります。</p>
<p>県内民間団体、先行する有機農家と連携して、自治体職員に対する有機JAS認証、及び有機栽培技術の講習会・技術習得のスピードアップを盛り込んでほしい。</p>	<p>第4章2 6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しています。</p> <p>また、県では、有機農業者、有機農業での就農希望者だけでなく市町村・農協等の関係機関などを広く参集した有機農業研修会を毎年開催し、有機農業の技術や有機JAS認証制度等について学ぶ機会を設けています。また、有機栽培技術習得のため、普及指導員に対する研修を予定しています。</p>
<p>有機生産者の「出口」確保のため、県内販売者とのネットワークを構築し、試験的な物流構築や初期販路開拓に関するコスト増に対する支援策を盛り込んでほしい。</p>	<p>第4章2 6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しています。また、販路開拓については、第4章 1の「(3)県産農林水産物プロモーション強化」において、商談会への出展等を支援することを記載しており、新たな流通システムについては、第4章 2の「(1)地産地消の推進」において記載しています。</p> <p>なお、具体的な取組等を示す個別計画「第3次千葉県有機農業推進計画」では、物流の円滑化は販路拡大などに向けて有機農業者や実需者等のネットワーク化を支援することを記載しており、活用できる国の事業を紹介するなど、試験的な物流構築や初期販路開拓を支援してまいります。</p>
<p>千葉県は海外からの玄関口である成田空港を擁しており、世界で評価を高めているオーガニックへの取り組みを観光資源と捉える事が重要である。成田市場との連携を強化し、千葉県産有機農産物および有機加工食品の輸出強化のために、海外とのネットワークを有するALGOAやIFOAM等の団体と連携し、各団体が行う世界的イベントを千葉県に誘致することにより、海外との商談につなぐことを盛り込んでほしい。</p>	<p>第4章2 の「3新たな販路開拓に向けた輸出促進」において、輸出の取組に関わるバイヤーなど、海外実需者のニーズを踏まえながら、国内外の見本市や商談会等の機会を通じて生産者団体・事業者とのマッチングを推進することを記載しており、こうした取組を進めることにより、有機農産物や有機加工食品についても輸出促進を図ってまいります。</p> <p>なお、具体的な取組等を示す個別計画「第3次千葉県有機農業推進計画」において、販売機会の多様化に向けた支援や関係機関・団体との連携を掲げているところであり、今後の施策の推進に当たり御意見を参考にさせていただきます。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>「環境保全型農業直接支払交付金」等の事業において、「3戸以上の団体での申請」要件について、千葉県段階での柔軟な運用をお願いしたい。 有機農業者は集落で独立してスタートすることが多く、近隣で3戸以上で有機に取り組むことが現実的に難しいケースが多く、本事業の活用が滞っている実態がある。各市町村に受け皿となるような団体を指定し申請できるようにするなど、バックアップできる方策を県がリーダーシップをとって実施してほしい。</p>	<p>環境保全型農業直接支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国と地方の負担により運営されているため、支援対象者の要件を県段階で緩和することは困難ですが、本交付金を活用している農業者団体の設置事例を市町村等へ紹介するなど、多くの農業者が本交付金を活用できるよう努めてまいります。 なお、本交付金の支援対象となる農業者団体は、2戸以上の農業者から構成される団体となっています。</p>
<p>動物福祉や動物愛護の観点と環境保全の観点は市場ニーズ(p50)も高まっており、環境配慮、サステナブルでエシカルなあり方が問われている。また、近年県内でも頻発している高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病は大型施設での被害が甚大であり、有機畜産物や平飼いなど過密などの動物の福祉にかなった生産方法への支援も充実することが必要。</p>	<p>生産者に対しては、経営実態に合った規模の畜舎、管理方法にするよう指導しています。今後も周辺環境へ配慮しながら、持続的な経営を実践できるよう支援してまいります。</p>
<p>千葉県としては、学校給食及び公共調達でのオーガニック米使用を県が率先垂範することによって、水田のオーガニック化の促進につながり、また有機農産物の安定的供給先を創出することによって、有機農業への転換を促進することにつながる。</p>	<p>第4章2-6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しています。 なお、具体的な取組等を示す個別計画「第3次千葉県有機農業推進計画」において、学校給食への県産有機農産物の導入が図られるよう必要な支援に努めると記載しており、県内の先進事例や活用できる国の事業を紹介するなど、学校の設置者である市町村等の取組を支援してまいります。</p>
<p>現在の畜産農家(特に養豚、養鶏)の規模では、独自に耕種農家が使用できるレベルの堆肥化は難しい。また、水分調整のために使用される凝集剤が有機JASでは認められないため、現状では多くの畜糞堆肥が有機JAS非適合になっている。凝集剤を使わずに良質な堆肥を生産する施設を県と自治体で協力して整備し、畜産由来も含め、県内有機物の効率的効果的な活用を促進することで、県内農業の総合的な脱炭素化を計る必要がある。</p>	<p>県では、有機JAS認証を取得した農業者団体等を対象に、堆肥等有機質資材を導入するために必要な堆肥舎や切り返し機等の機械・施設導入の支援を行っており、引き続き、堆肥の生産や利用促進に努めてまいります。 また、耕種農家と畜産農家のマッチングを積極的に促し、県内での堆肥の広域流通を目指しているところです。併せて、耕種農家のニーズに合った堆肥生産を推進してまいります。</p>
<p>家畜ふん堆肥の有効利用を促進するために耕種農家と畜産農家とのマッチングを支援するとあるが、以前から謳われているが一向に推進していない。ハード面、ソフト面における具体的なシステムづくりに言及してほしい。</p>	<p>第4章2-6の「(1)環境に配慮した農業の推進」に記載のとおりといたしますが、堆肥利用促進ネットワーク新規登録数の増加により、地域内外の利用者とのマッチングを支援してまいります。また、堆肥の実証展示は設置によって、地域の実情に合った家畜ふん堆肥の活用を推進してまいります。</p>
<p>県内複数個所に、県による家畜衛生面を考慮した大規模堆肥センターの設置及び運営を検討してほしい。 堆肥センターにおける品質の高い堆肥の生産及び供給体制の構築を検討してほしい。</p>	<p>地域の実情を把握しながら、良質な堆肥を広域に流通させるための支援を行ってまいります。 いただいた御意見は、今後の施策の推進に当たり参考にさせていただきます。</p>
<p>有機JAS認証をクリアできる堆肥の生産を推進してほしい。</p>	<p>県では、有機JAS認証を取得した農業者団体等を対象に、堆肥等有機質資材を導入するために必要な堆肥舎や切り返し機等の機械・施設導入の支援を行ってまいります。 また、耕種農家と畜産農家のマッチングを積極的に促し、堆肥の広域流通を目指しているところです。併せて、耕種農家のニーズに合った堆肥生産を推進してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>〔環境に配慮した多様な森林づくり〕 現在の「森林経営計画」においては、「林業として成立する森林」を前提としており、人工林の伐採、間伐のあとの再造林においては「混交林」が認められていない。しかし、現実的には狭小な傾斜地にある森林が多い千葉県において、効率化・合理化した林業を求めることは非常に厳しく、そのため、放棄山林・所有者不明山林が増え、先の台風被害時の大量倒木につながったという経緯がある。このような惨禍をくり返さないためにも、健全な森林化を進めるために「混交林」化を含む森林経営計画についても県として求め、多様な生態系を育む森、災害に強い森づくりを後押しすることによって、「森林環境税」を健全な森づくりに活用できると考える。</p>	<p>現在の森林経営計画制度では、市町村森林整備計画の内容に即したものであれば、広葉樹を活用した更新も認められているところですが、取組が進んでいないのが実情です。 今後は、第4章2-6の「(2)環境に配慮した多様な森林づくり」において、森林所有者の意向を踏まえつつ、従来の森林経営計画制度にとどまらず、新たな森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した市町村独自の取組などについても後押しし、環境に配慮した多様な森林づくりを進めてまいります。</p>
<p>地域資源を活用した需要の創出・拡大</p>	
<p>認定農業者などの生産者が、地産地消の推進やブランド力の強化のためにチーバくんのマークを活用する手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>「フード・アクション・ちば」の推進パートナーになっていただくことで、チーバくんデザインを活用した専用ロゴマークを無償で使用することができます。デザインの使用を管理するため、登録やロゴマーク使用申請等の手続きは省略できませんが、押印見直し等の手続きの簡略化は、随時行ってまいります。</p>
<p>地域資源を活用した所得の確保</p>	
<p>市街化調整区域における開発許可制度のさらなる柔軟な運用を求める。現状、農家居宅や農業施設、および6次化関連施設については、一定の手続きを経ることで開発可能になっているが、その場合においても、接道する道路の路幅の問題や、建築許可申請の段階で生じるいくつかの問題がハードルになって、断念するケースも少なくない。従来の農業では考えられなかった「新しいサービス」を導入しようとする意欲ある担い手をバックアップすることこそ、中山間地の活性化に繋がる。都市計画部局および農業委員会らと連携して、市街化調整区域における開発許可制度を柔軟に運用してバックアップしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見は関係部局と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、第4章2の「地域の特性を生かした農山漁村の活性化」において、6次産業化等に取り組む農林漁業者の経営改善に向けた支援を行うこととしています。</p>
<p>有害鳥獣対策</p>	
<p>有害鳥獣対策については、引き続き電気柵、フェンス防獣網等整備に対して支援の継続、支援を手厚くしてほしい。</p>	<p>有害鳥獣対策については、第4章2の「4有害鳥獣対策」において位置付け、プロジェクトの推進の中で電気柵等の防護柵の整備を継続的に支援してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
果樹の振興について（部門別戦略：果樹）	
<p>本県の梨の生産について、木が古くなっており10アール当たりの収穫量は非常に少ないため、梨の改植について強力に支援・指導してほしい。</p> <p>改植に当たっては、多収品種を推進してほしい。</p> <p>2019年の台風被害がものすごく大きかったので、災害に強い経営の構築が必要であるが、耐える強さとともに、低コスト化による被災してもダメージが少なくすむような栽培体系が必要になってくると思う。</p>	<p>梨の改植については、本県産地の維持発展にとって重要な課題であると認識しています。計画では、第5章 戦略（園芸） 2の「（1）省力化・軽労化技術の導入促進」及び「（2）老木園の改植による優良品種の導入と生産力の安定化」において取り組んでいきます。</p> <p>災害対策については、園芸施設共済や収入保険などの経営面でのリスク回避対策も重要であり、同戦略（園芸） 2の「（3）気象災害対策の支援と産地の復興」及び第4章 2 1の「（1）災害に備える経営の取組の推進」等において取り組んでいきます。</p> <p>また、第4章 2 7の「（2）持続可能な農林業を実現するための研究の推進」において、気候変動や頻発する気象災害に対応した安定多収生産の技術開発に取り組むとしております。現在、ナシにおいては気候変動に対応できる肥培管理体系の再構築や、台風被害の大きかったピロにおいては、低樹高栽培技術の開発などに取り組んでおり、生産現場での普及と併せて今後も推進してまいります。</p>
<p>果樹は、高齢化など労働力の低下により止めてしまうところに人が集まらないという問題がある。季節労働が多くて、年間雇用がしづらいという側面があるため、法人化の割合が低い。そのような面を改善して法人化により雇用を確保するようなことを振興してほしい。</p>	<p>労働力の確保については、本県果樹産地の維持発展にとって重要な課題であると考えており、第5章 戦略（園芸） 1の「（3）多様な担い手の確保・育成」、第4章 2 1の「（1）本県農業をけん引する経営体の育成」、同「（3）多様な労働力の確保」において取り組んでいきます。</p> <p>周年雇用を希望する経営体には新たな品目導入や経営の多角化を支援するとともに、農業経営の改善や雇用労働力の確保に向けて法人化を支援してまいります。</p>
<p>果樹においては、作業的に手作業が多いことから、スマート農業と言っても大したことはないが、機械に合わせたスマートな生産体系を新しい栽培モデルとして作ってほしい。</p>	<p>果樹のスマート農業技術は、水稲などの他品目と比較するとまだ少ない状況にありますが、草刈りロボットや収穫物運搬機、ドローンなど徐々に増えています。県では、労働力不足の中、手作業の軽減は重要と考えており、より効果的な活用に向け、現地実証試験等を行うとともに、補助事業による導入支援をしております。計画では第5章 戦略（園芸） 1の「（2）機械化の推進と園地整備」、第4章 2 1の「（1）新技術の開発・実用化」、同「（2）技術の実証」、同「（3）技術の導入・普及定着」において取り組んでいきます。</p> <p>また、第4章 2 7の「（1）先端技術の活用等による生産力強化と収益力向上に向けた研究の推進」において、担い手不足や生産性向上に対応するため、ICT等の先端技術を活用した技術開発を進めるとしてしております。現在、果樹の生産性の向上に向けたロボット作業車の開発などの共同研究に取り組んでいるところであり、今後も推進してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
水田農業の持続的な発展に向けた取組について（部門別戦略：農産）	
<p>需要に応じた主食用米の生産対策として、加工米等に取り組む生産者が迅速に支援を受けられるよう検討してほしい。</p> <p>また、頑張っている生産者が未来図を描けるように、人・農地プランを活用して、農地の集積を進めてもらいたい。</p>	<p>加工用米については、実需者との安定的な取引が必要であることから、県では、3年以上の複数年契約の取組について、産地交付金を活用し支援しているところです。</p> <p>同交付金については、加工用米だけでなく、麦・大豆など全ての転換の実績を確認し、単価を再調整した後に国が支払う決まりとなっているため、交付までに時間を要しております。頂いた御意見に留意し取り組んでまいります。</p> <p>人・農地プランは、担い手への農地の集積・集約化を進めるうえで重要な手段であることから、第4章2-3の「(1)担い手への農地の集積・集約化の促進」における取組の一つとして位置付け、取組の支援を行ってまいります。</p>
<p>農業がサッカー選手、パティシエ、ユーチューバーのように、子供たちに魅力ある産業になってほしい。そのためにも、ある程度利益を出せるような方向で、頑張っている若い人たちを支援してほしい。</p>	<p>意欲ある経営体が規模を拡大し効率的な営農が行えるよう、経営規模に応じた機械・施設の導入を支援します。</p> <p>就農した後継者の農業所得が向上し、魅力とやりがいのある農業経営を確立するよう、生産技術や経営を学べるセミナー・研修会を開催するとともに、経営拡大に必要な機械や施設等の導入を支援し、子供たちに農業が魅力のある産業となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>農作業料金について、農業機械や燃料などの値上げに合わせ、毎年見直せるよう、参考価格となる標準農作業料金の設定について県として指導してほしい。</p>	<p>いただいた御意見については、関係団体と共有いたします。</p>
<p>耕畜連携助成について、濃厚飼料（特に子実トウモロコシ）も対象としてほしい。</p> <p>生産した子実トウモロコシの流通についても耕種農家と畜産農家とのマッチングに対して支援をしてほしい。</p>	<p>産地交付金を活用した子実トウモロコシへの助成については、今後検討してまいりたいと考えております。また、畜産農家からのニーズを把握し、併せて県内の水田において栽培・生産管理が可能であるかを検討してまいります。</p> <p>なお、県がメニューを設定する産地交付金については、国に対し増額を要望しております。</p>
<p>生産性が良く、たい肥も多量に使用する子実トウモロコシの生産を推進してほしい。</p>	<p>子実トウモロコシについては、飼料作物の中でも収益性が高く、有望な転換品目の一つとして認識しております。</p> <p>なお、戦略作物助成の単価については、国が定めるものであり、県では変更ができない仕組みとなっております。今後、県でメニューを設定できる産地交付金を活用した支援を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、畜産農家からのニーズを把握し、併せて県内の水田において栽培・生産管理が可能であるかを検討します。</p>
<p>〔新品種「粒すけ」の認知向上や生産拡大に向けた支援〕</p> <p>栽培許諾が必要な他県の品種についても、本県内で生産できるような体制を作ってほしい。</p>	<p>本県の気候、土壌及び需要動向等を勘案し、県内で普及すべき優良な品種を奨励品種としています。本県以外の機関で開発された品種の活用を推進するため、奨励品種の採用に係る申し入れの手続きをHPで公開しております。</p>
<p>〔水田経営の安定化に向けた取組〕</p> <p>スマート農業の推進に当たり、R T K基地局などの大きなインフラの整備については、県などが主導し、新たな技術の導入を進めてほしい。</p>	<p>スマート農業については、第4章の「1スマート農林水産業の加速化」に位置づけ、推進してまいります。</p> <p>なお、具体的な取組等を示す個別計画「千葉県スマート農業推進方針」（令和2年12月）では、スマート農業の効果を最大限発揮するための環境整備を提案するとともに、整備の機会を捉え、新たな技術の導入を働きかけているところです。また、R T K基地局については、国庫事業を活用し、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>「早場米依存からの脱却」を方針に盛り込むべき。令和3年度の記録的な米価下落を受けて、多くの水田農家の離農がおきている。米の精米技術、保管技術が向上した今、「日本一新米を早く収穫する」ことの市場における優位性はほとんどなく、それよりも、品質で勝ること、そして、より災害に遭いにくい時期に生産すること（適期適作）が、生産者の競争力を高めると考える。</p>	<p>第5章 戦略（農産）の「主食用米、転作作物」では、水田農業の持続的発展に向け、需要に応じた米生産による経営の安定化や意欲ある経営体による効率的な営農が図られるよう取り組むこととしています。</p>
<p>有機米の普及、水田への炭素循環の観点からは、県全域を通じてほとんど一期作しか行われていない千葉県型の稲作は逆行しているといっても過言ではなく、秋から春にかけて、緑肥や堆肥などの有機物をしっかりと投入、分解させ、それらによって土壌団粒を成長させて、本来の地力によって稲作を進める土づくりへと転換すべき。</p>	<p>第4章2 6の「(1)環境に配慮した農業の推進」において有機農業の取組を進めることを記載しており、緑肥や堆肥を使用した土づくりを基本とした有機農業による水稲栽培を推進してまいります。</p>
<p>早場米の作付けでは、4月には田植えを始めるため、秋まきの緑肥（えん麦、クローバー、れんげ等）が十分に生育することができず、ほとんど有機物を投入することなく化成肥料に依存した稲作が行われている。田植えを本州平地なみ（6月）にずらし、しっかりと地力を養いながら、あるいは、裏作でのレタス等の栽培が可能な栽培体系にすることで、水田農家の単収向上につなげられるものと考えられる。水稲の作付スケジュールの見直しは、水利組合単位での実行が必要になることから、「人・農地プラン」に明確に位置付けることを自治体から各集落に指導することが求められる。</p>	<p>県では「ちばエコ農業」や「エコファーマー」の各制度を推進しており、これらの認証等において堆肥や緑肥の利用が要件となっています。引き続き、各制度を推進し、水稲栽培における有機物の投入による地力増進に努めてまいります。また、田植えを6月にずらした場合、生育・収穫期が台風の被害を受けやすいこともあり、田植えの時期については、各農家の経営判断によるものと考えます。</p>
<p>家畜防疫体制の強化（部門別戦略：畜産）</p>	
<p>豚熱ワクチンの接種がより徹底されるよう接種体制を強化してほしい。</p>	<p>家畜保健衛生所の家畜防疫員に加え、民間獣医師の活用を進め、令和3年11月から知事が認定した民間獣医師のワクチン接種を可能とし、接種体制の充実を図っております。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症により抑えられている入国が元に戻った時、アフリカ豚熱の生肉等の持ち込みによる侵入が懸念される。</p>	<p>国と発生国情報等の共有を密にするとともに、生産者に対し、迅速な情報提供と海外からの侵入防止対策を徹底するよう指導・啓発を行ってまいります。</p>
<p>養鶏においては、家畜防疫互助基金の交付において現場が混乱しないような運用を要望したが何も変えてくれない。行政は養鶏に興味がないとの印象さえ受ける。</p>	<p>養鶏、特に採卵鶏について全国3位の本県においては、安定的に経営を継続するために、家畜伝染病の発生予防対策の徹底を図ることとしております。いただいた貴重な御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。</p>
<p>みどりの食料システム戦略についても、堆肥、鶏糞を使うことを義務化するよう国に要望しているが、使っていないことへの努力目標にしかならない。</p>	<p>県では「ちばエコ農業」や「エコファーマー」の各制度を推進しており、これらの認証等において堆肥や緑肥の利用が要件となっています。引き続き、各制度の推進により炭素貯留効果の高い堆肥や緑肥の使用を推進してまいります。また、耕種農家のニーズを把握するとともに、堆肥ネットワーク等の積極的な活用を促進してまいります。</p>
<p>養鶏の振興について（部門別戦略：畜産）</p>	
<p>養鶏については、産出額は上げているが、飼養羽数が横ばいであるため、期待されていないものと捉えられる。具体的な計画を文章として起こしてほしい。特に環境対策に関する取組を考えてほしい。</p>	<p>養鶏、特に採卵鶏について全国3位の本県においては、安定的に経営を継続するために、家畜伝染病の発生予防対策の徹底を図ることとしております。また、環境対策については、第5章 戦略（畜産）の「酪農及び他畜種共通」において取り組んでまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
森林経営計画の考え方について（災害に強い森林づくり、部門別戦略：森林・林業）	
<p>林業の競争力強化（大規模化、機械化）だけでなく、千葉県森林では効率化に限界があることから、人工林を混交林に戻す取り組みについても県として支援すべきと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、本県の森林は、所有規模が小さい等の理由により、森林経営計画制度による集約化だけでは適切な経営管理が難しい状況にあります。令和元年度に創設された森林経営管理制度により、所有者が管理のできない森林については、市町村が管理を行えることとなったほか、その費用の財源として活用可能な森林環境譲与税も創設されました。</p> <p>今後は、森林所有者の意向を踏まえつつ、これまで以上に市町村や林業事業者と緊密に連携し、混交林化を含めた多様な森林づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>「災害に強い森林づくり」においても、間伐と混交林づくりが先決と考える。</p>	<p>県といたしましても、災害に強い森林づくりを実現していくための具体的な手法としては、御指摘の「間伐」や「混交林づくり（広葉樹の活用）」を進めることが重要であるとの認識であります。</p>